

## 令和6年度上峰町地域子育て支援拠点事業運営委託業務仕様書

### 1 業務名

令和6年度上峰町地域子育て支援拠点事業運営委託業務

### 2 目的

乳児又は幼児及びその保護者が地域において相互の交流を行う拠点を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

### 3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 実施場所

上峰町大字前牟田107-2  
おたっしや館内

### 5 実施日及び時間

原則、月曜日から土曜日までの間の週5日以上（祝日、12月29日から1月3日までの間を除く。）かつ1日6時間以上とする。

### 6 職員の配置

本事業の実施日及び実施時間内においては、専任の者（非常勤でも可）を2名以上配置すること。また、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者とし、そのうち1名は保育士、幼稚園教諭等の資格を有する者とする。

### 7 事業内容

#### (1)基本事業

- (ア) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進を行う事業
- (イ) 子育て等に関する相談及び援助を実施する事業
- (ウ) 地域の子育て関連情報を提供する事業
- (エ) 月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する事業

#### (2)広報

事業の利用を促進するため、リーフレットや発注者のホームページの作成等、積極的なPR活動や情報提供を行うこと。

### 8 事業計画及び完了報告書の作成

- (1)受注者は、各月に実施した本事業の実績報告書を、その翌月の10日までに発注者に提出すること
- (2)受注者は、事業の遂行にあたり、本仕様書の内容に基づいた事業計画書を作成し業務開始後5日以内に発注者に提出すること。また、委託期間終了後は以下により完了報告書を1部作成の上、当該年度の3月31日までに発注者に提出すること。報告書の要件は下表のとおりとする。

項 番	名 称
ア	事業概要及び活動内容
イ	利用者数及び活動実績の集計
ウ	事業の実施を踏まえた総括及び今後の事業内容等への提言

## 9 法令等の遵守

事業の運営にあたっては、本仕様書のほか、以下に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

- (1)地方自治法、同施行令
- (2)児童福祉法
- (3)子ども・子育て支援法
- (4)地域子育て支援拠点事業実施要綱  
(平成26年5月29日雇児発0529第18号)
- (5)上峰町地域子育て支援事業実施要綱
- (6)上峰町個人情報保護法施行条例
- (7)その他関係法令

## 10 その他

- (1)受注者は利用者にかかる傷害保険、賠償責任保険に加入すること。
- (2)当事業開始にあたり、施設賃借料1,074千円程度が発生するため、事業経費の中に見込むこと。
- (3)本仕様書に記載していない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこと。